

主な入札制度改革について ～体系的なまとめ～

平成25年1月16日更新

【平成15年10月以前】

○ 一般競争入札等の状況

① 一般競争入札

- ・平成14年 1月 一般競争入札の試行
- ・平成15年 4月 一般競争入札本格実施（対象工事拡大）
土木一式 5億円以上（試行時10億円以上）
建築一式 7億円以上（試行時15億円以上）
設備工事 2億円以上（新規）
造園工事 1億5千万円以上（新規）

② 予定価格の公表

- ・平成10年12月 予定価格の事後公表
- ・平成15年 1月 予定価格事前公表試行
1千万円以上の工事の3割程度

③ その他

- ・平成15年 4月 業者格付基準及び業者別格付結果の公表

【平成15年10月以降】 入札・契約制度改革 ～市政改革の前倒し実施

1 透明性、競争性の確保等

① 一般競争入札の拡大

- ・平成15年10月 8千万円以上
- ・平成16年 4月 5千万円以上
- ・平成19年 4月 1千万円以上

② 予定価格の公表

- ・平成15年10月 全て事前公表
- ・平成18年 1月 事後公表試行開始
1千万円以上の工事を概ね3割を事後公表
（その後、事後公表を順次拡大）
- ・平成24年 4月 予定価格の事後公表の拡大
土木工事：原則全て 建築工事：65%程度

③ 最低制限価格の設定

- ・平成15年10月 全ての建設工事の競争入札に設定（一定率）
最低制限価格は非公表

- ・平成16年 4月 工事1本毎に設定
- ・平成17年 1月 建設工事の最低制限価格を事後公表
(算出方法は非公表)
- ・平成19年 8月 建設工事の最低制限価格変動制を一部試行
(平成21年10月に休止)
- ・平成20年 8月 建設コンサルタントの一部に最低制限価格変動制試行
- ・平成20年11月 建設工事の最低制限価格を暫定的に平均2%引き上げ
- ・平成21年 9月 建設コンサルタント全てに最低制限価格変動制試行
- ・平成22年 2月 建設工事の最低制限価格をさらに一律2%引き上げ
(その後5月, 平均2%となるよう設定方法見直し)
- ・平成22年 5月 建設コンサルタントの最低制限価格変動制の見直し
失格と変動制の設定方法見直し
- ・平成23年 1月 建設工事の最低制限価格をさらに一律2%引き上げ
(その後5月, 平均2%となるよう設定方法見直し)
- ・平成24年 4月 建設工事の最低制限価格を1万円単位の一般競争入札
の試行(総合評価方式入札案件を除く土木一式工事,
舗装工事, 造園工事の一部)
- ・平成24年 7月 建設コンサルタント最低制限固定制の試行
建設工事の最低制限価格設定方法の見直し

④ その他

- ・平成18年 9月 総合評価方式入札の一部試行
- ・平成20年 5月 工事成績や実績を重視した入札参加要件を設定した
案件を一部試行
- ・平成23年 1月 積算疑義申立制度の実施
(対象: 一般競争入札の土木, 舗装, 造園)
- ・平成23年12月 高額案件の受注回数制限の試行(予定価格3億円以上
の工事を3件受注した企業の入札参加を制限。その後
平成24年4月に本格実施)
- ・平成24年 4月 入札手続き期間の短縮(5千万円以上1億円未満の工
事について公告日から入札締切日までの期間を5日
短縮(20日間⇒15日間))

2 電子入札の導入

- ・平成15年10月 早期導入に着手(17年度全面稼働を目指す)
- ・平成17年 4月 電子入札の運用開始
5千万円以上の一般競争入札で実施
- ・平成19年 3月 3千万円以上の指名競争入札で実施

- 4月 1千万円以上に拡大（一般競争入札の拡大）
1千万円未満の指名競争入札で実施（紙入札併用）
 - ・平成20年 4月 完全実施
 - 250万円超の競争入札全てで実施
 - ・平成22年10月 電子くじの改良
ハッシュシードに応札者全員の入札時間の秒を合計した数値を元数値に追加
- 3 談合防止策の強化
- ・平成15年10月 ① 違反者への罰則の強化（指名停止期間の延長、違約金、損害賠償など）
 - ② 入札参加業者名を事後公表
 - ③ 工事費内訳書の提出を義務付け
（予定価格1千万円以上）
指名競争入札の指名業者数を大幅に増加
 - ・平成16年12月 新潟市入札談合等関与行為調査委員会が「報告書」を市長に提出
 - ・平成17年10月 「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」施行
 - ・平成18年 4月 指名停止等措置要領の改正
（談合防止策等として、指名停止期間の延長等）
- 4 入札監視委員会の設置、秘密保持の徹底
- ・平成15年12月 新潟市入札監視委員会の設置
 - ・平成16年12月 新潟市入札監視委員会が「新潟市の入札・契約制度改革への提言」を市長に提出
 - ・平成23年 4月 入札等評価委員会に改称
行政経営課の指針に基づく要綱等の改正
- 5 その他
- ・平成16年 9月 工事点検パトロール隊を設置
（工事現場の適正な管理の点検を強化）
 - ・平成18年 2月 適正な施工体制について周知徹底
（地元業者活用、一括下請け禁止等）
- 建設企業の資金繰りの改善
- ・平成20年12月 前払金対象工事の拡大
250万円超全てに拡大
中間前払金制度の導入
 - ・平成21年 4月 前払金支払割合の拡大

- ・平成22年 5月 1億円を超える部分を40%に拡大
設計金額100万円超(税込)の全ての建設コンサルタント業務を前払い対象に拡大

○市内・区内企業の優先

- ・平成20年 5月 区発注工事で区内本店Aランク企業が参加できる入札を一部実施
- ・平成20年11月 除雪協力企業限定入札の実施
- ・平成22年 4月 市内本店限定入札の新設
予定価格1千万円以上3千万円未満の工事の一部に、市内本店に限定した地域要件の設定
- ・平成24年10月 無受注企業対象入札の試行
市内本店企業で、当該年度内に1度も受注したことがない者を対象とした一般競争入札の試行